次世代パラアスリート選考規程

公益財団法人日本障害者スキー連盟

（目的）

第１条　本規程は、公益財団法人日本障害者スキー連盟（以下、JPS という）が次世代を担う選手を育成し、将来パラリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップ、国内大会等で日本チームの一員となり、最高の競技力を発揮出来るようにすることを目的とし、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、次世代を担う選手が持てる最大限の力を発揮できるようにすることを目的とする。

（対象）

第２条　次世代パラアスリート対象者は、選考時において次の項目のすべてを満たすこととする。

（１）JPS 会員であり、JPS の競技者登録をしていること。

（２）健康上の問題がなく、競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。

（３）FIS Para AS、FIS Para NS、または FIS Para SB のクラシフィケーションに該当する障害があること。

（４）JPS 登録者で 1 月 1 日現在、満 12 歳以上であること。

（５）各競技において FIS 競技者登録をしてから 3 年以内であり、各委員長からの推薦があること。ただし、JPS の強化指定選手と同等の競技力を有することを各委員会委員長が認め、委員長からの特別推薦がある場合についてはこの限りではない。

（６）FIS ライセンス登録の意思のあること。

（７）将来トップアスリートとして、代表選手および強化指定選手行動規範を順守し、自らを律し、日本の代表となり得る礼儀と規律を重んじること。

（８）20 歳未満の者は親権者の承認が得られること。

（次世代アスリートの決定など）

第３条 次世代パラアスリートの決定は次による。

（１） 各委員会から推薦された候補者及び各委員長から特別推薦された候補者について理事会にて協議し決定する。候補者は、理事会の求めに応じて、自身の健康、障害の状況、競技力等を証明する文書やデータを提出する義務を負う。証明に費用がかかる場合は候補者が負担する。

（２）次世代アスリート指定は、原則として決定日より 4 年を超えないものとする。ただし、各委員長からの特別推薦があり、強化本部長が認めた場合についてはこの限りで

はない。

（３）次世代アスリートの取り消し

① 次世代アスリートに、医学的問題やクラス変更が生じた場合は、理事会において指定取り消しの取り扱いについて審議する。

② 次世代アスリートが、第 4 条に規定する次世代アスリートの遵守事項を守らなかった場合は、理事会において指定取り消しの取り扱いについて審議する。

（次世代アスリートの遵守事項）

第４条　次世代アスリートは下記のことを遵守しなければならない。遵守出来ない場合は（１）から（３）については各委員会へ、（４）から（９）については理事会へ書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

（１）指定された強化合宿への参加

（２）指定された国内及び国際大会への参加

（３）指定された JPS 主催行事等への参加協力

（４）JPS が派遣する国際大会及び強化合宿、各種行事で撮影された肖像権の JPS 広報活動、及びマーケティング活動への使用の同意

（５）練習状況の報告

（６）健康等医学的状況変化の報告

（７）アンチ・ドーピングに関する規定等遵守

（８）FIS・JPC・JPS 等の規定等遵守

（９）JPS 次世代アスリート誓約書内容の熟知と署名・押印

（費用負担）

第５条　費用負担は次の通りとする。

合宿や競技会参加に要する費用は原則選手の自己負担とする。但し、助成金や寄付金により負担が軽減されることがある。

（改廃等）

第６条 本規程の改廃は、理事会の決議によって決定する。

附則

本規程は令和５年５月２６日から施行する。